

## 令和3年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	壮志会
事 業 名	先進地視察 議員の資質向上と政務活動費活用策 事業について
事 業 区 分	①研究研修

### 1 上田市での課題と研修・調査の目的

上田市の議員として、議員のより一層の資質向上を図るとともに、政務活動費の活用策をしっかりと行うことにより、政策立案等をしかり検討していく。

### 2 実施概要

実施日時	視察先	長野県 松本市
令和 3年 4月 20日 13:30 ~ 16:00	担当	自治体議会研究所

## 1 講師の概要

自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 氏

1953年三重県生まれ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。

主な著書に『自治体議会改革講義』(東京法令出版、2018年)等がある。

## 2 観察事項について

### ① 議員の資質向上

- (1) 憲法93条 議事機関として議会を設置する。

住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

- (2) 議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な機能であると位置づけられる。

- (3) 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。

- (4) 広く市民の意思を把握し、市政に的確に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むことにより、議員力及び議会力を強化すること。

「議員力」とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、すなわち審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力などをいう。

「議会力」とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的な機能をいう。

- (5) 議員に求められる資質

「専門性」～特定の分野に関する高い専門的知識を有している事、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において、意見集約し、合意を得る為の調整能力も専門性に含める考え方もある。このような専門性は、議会として有していればよいという考え方もあるが、監視機能や政策形成機能等の議会機能を一層発揮していくためには、議会として議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行うとともに、公聴会や参考人制度等の活用を図りながら、議会の専門性を高めていくべきである。

### ② 政務活動費活用策

- (1) 議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

- (2)

- (3) 政務活動費の交付を受けた会派は、<sup>2</sup>これを有効に活用し、積極的に調査研究を行うも

\* 観察先の写真等がある場合は添付のこと

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 感想<br>(まとめ)<br>・市政に活かせること | <ul style="list-style-type: none"><li>(2) 政務活動費の交付を受けた会派は、これを有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。</li><li>(3) 会派は、交付を受けた政務活動費について、別に定める使途基準に従い、適正に執行するとともに、常に市民に対し説明責任を負うものとする。</li><li>(4) 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行しなければならない。</li><li>(5) 政務活動費をつかって調査研究をやり、その調査研究した結果、何らかの政策に練り上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかがポイント。</li><li>(6) 政務活動費における「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費の使途を転換する。</li><li>(7) 最近の政務活動費の不適当な事項</li></ul> |
|---------------------------|---|

福井県議会 2019 年度に受給した、約 260 万円を返還するとしたが、事務所の 30 代男性事務員が横領した。

長崎県議 事務所費を全額適用しながら、実際は半額支払い。全額分の領収書は、議員が作成した。

京都市市議 事務所の照明工事の代金を二重計上。照明工事が行われていないのに代金約 7 万 5 千円を支出。工事を行ったがほぼ同額を計上。

富山市議会の議員は、平成 27 年 10 月から平成 28 年 2 月にかけて、市政報告会の資料 2400 部の印刷費用として、政務活動費 136 万円余りを受け取っていた。実際に印刷されたと確認できたのは 9 部のみ。監査委員は、134 万円を返還するように求めた。

以上、ほとんどが、事務局で事前チェックができる。

\* 観察先の写真等がある場合は添付のこと